

犯罪被害を受けた方を社会全体で支えるために

鈴鹿市犯罪被害者等支援条例

を制定しました

令和3年
4月1日
施行



犯罪被害を受けた方や、そのご家族・ご遺族が直面する問題を解決し、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、さまざまな支援を行います。裏面をご覧ください。

犯罪被害者等支援相談窓口

鈴鹿市危機管理部 交通防犯課（市役所本館5階）

**ひとりで悩まず
ご相談ください**

TEL 059-382-9022

FAX 059-382-7603

E-mail kotsubohan@city.suzuka.lg.jp

【受付時間】 8時30分～17時15分（月～金 ※祝日・年末年始を除く）

犯罪被害者への理解と配慮が、誰もが安心して暮らせる社会につながります。

主な支援内容

相談・情報の提供

様々な問題について相談に応じ、必要な情報を提供し、関係機関をご案内します。



経済的負担の軽減

犯罪行為を原因とする経済的負担の軽減を図るため、**支援金**を給付します。



日常生活支援

早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、個々の事情に応じて、育児や介護等適切なサービスが提供されるよう支援を行います。

住居確保のための支援

犯罪被害によって、それまでの住居に住むことが困難となった場合、市営住宅の活用や新たな住居の情報提供など、必要な支援を行います。



支援金(鈴鹿市犯罪被害者等支援金)の内容

対象となる犯罪被害

日本国内、日本国外の日本船舶、日本航空機内において行われた、人の生命・身体を害する罪に当たる行為

給付の要件

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で、鈴鹿市内に住所登録のある犯罪被害者及びご遺族

支援金の種類と給付額等

| 種類 | 給付額 | 給付対象者 | 要件 |
|---------|-------|---------------|----------------------------------|
| 遺族支援金 | 30万円 | 亡くなった被害者の遺族 | 死亡 |
| 重傷病支援金 | 10万円 | 重傷病を負った被害者本人 | 療養期間1か月以上かつ通算3日以上入院など |
| 精神療養支援金 | 2万5千円 | 精神疾患を負った被害者本人 | 療養期間3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないなど |

詳細は、表面に記載の相談窓口までお問い合わせください。